

第11回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

(第1回 フォローアップ会議)

説明資料① (対策の進捗状況について)

平成29年2月13日

1. 「総合的な対策」の進捗状況について

(1) 進捗の概要

(2) 更新制導入に向けた検討状況について

(3) その他

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策 進捗概要(平成28年12月20日)

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について同年6月に総合的な対策をとりまとめたところ。

総合的な対策

主な実施項目

全体 : **71** / 85 項目 実施済み

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

22 / 27 項目
実施済み

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

20 / 21 項目
実施済み

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ
- ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等(一発取消し)の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

5 / 10 項目
実施済み

- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

18 / 20 項目
実施済み

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

13 / 15 項目
実施済み

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのASV搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

未実施のランドオペレーターへの規制、事業参入・許可更新時の「安全投資計画」作成義務付け等についても逐次実施に移していく。

(1)–1 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充

初任運転者等に対する指導監督内容の拡充

H28. 12～

○ 初任運転者等に対する指導監督の内容拡充

- ・ 初任運転者(直近1年間に乗務経験のない車種区分(※)の貸切バスを運転する者を含む。)に対する**最低20時間の実技訓練を義務付け、技量を確保。**

※ 大型車を運転していた者が中型車を運転する場合など、それまで運転していた車種よりも小型の車種を運転する場合を除く。

- ・ **ドライブレコーダーで記録された映像等を活用した指導・監督を義務付けること**で、運転者の技量の低下を防止しつつ、事故・ヒヤリハット事例の共有等により運転者の技量を更に向上。

合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導及び監督の実施時間を6時間以上から10時間以上に延長する。

- ・ 事故惹起運転者に対しても**最低20時間の実技訓練を義務付け、技量が低下した状態で運転を継続することを防止。**
- ・ その他、ASV装置を備える事業用自動車の適切な運転方法等について、指導内容として明示し、指導を徹底。

○ 新たに雇い入れた全ての運転者に対する適性診断の受診、特別な指導監督の実施を義務付け

【実技訓練のポイント】

- ・ 実際に運転する自動車で実施。
- ・ 実際に運行する可能性の高い経路を踏まえ、市街地、坂道、隘路、高速道路等において実施。
- ・ 日中だけでなく、夜間の運転についても実施。
- ・ ドライブレコーダーの映像で運転者に自身の運転内容を確認させつつ実施。
- ・ 事故惹起運転者に対しては、事故時のドライブレコーダーの記録を確認させた上で実施。

【ドライブレコーダーを活用した指導・監督の内容】

- ① 映像を活用して普段の運行状況を確認。
- ② 映像により運転者に自身の運転状況・特性を把握させ、是正。
- ③ 事故・ヒヤリハットや好事例を共有し、指導。
 - ・ 適切な車間距離を保った運行
 - ・ 法令遵守の確保
 - ・ 急ハンドル・急ブレーキの危険性の再認識
 - ・ 安全運転状況の把握及び評価
 - ・ 個々の運転者の不安全な運転特性の是正
 - ・ 運行経路において生じたヒヤリ・ハット体験の共有、危険予知
 - ・ 危険回避、緊急時対応の事例の共有

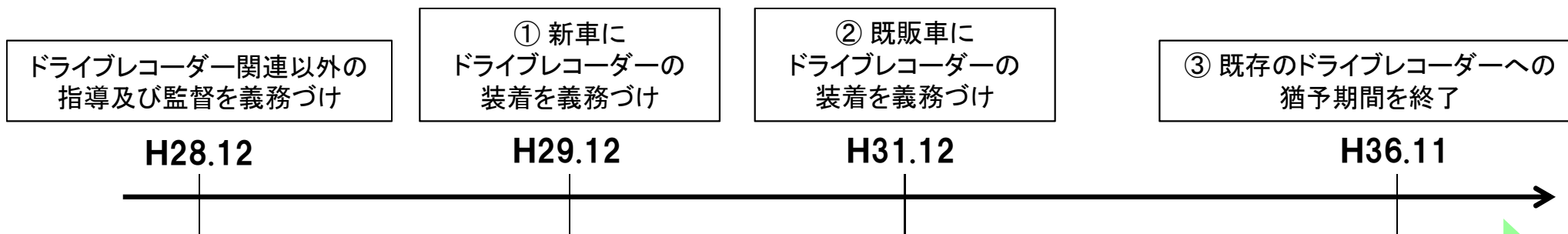
(1)-2 ドライブレコーダー装着義務付けに係るスケジュール

ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等

H29.12~

- ① 平成29年12月1日より、新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務づける。
- ② 平成31年12月1日より、既販車についても①の内容を義務づける。
- ③ 平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい。

今後の予定



- ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督を義務づけ
- 初任運転者等に対する実技訓練以外指導及び監督の実施時間の延長

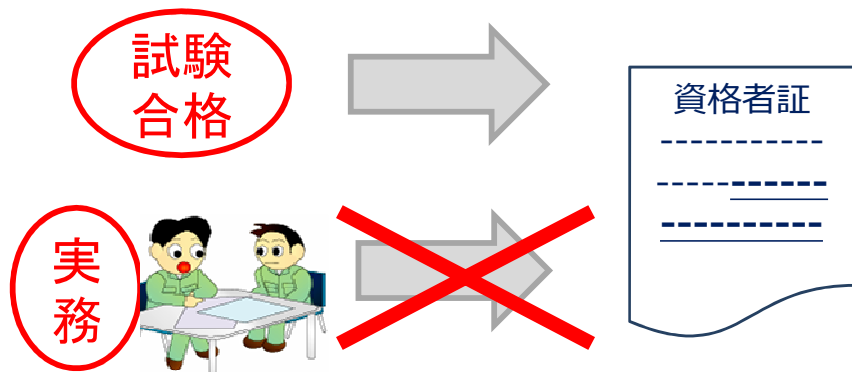
ドライブレコーダーが装着されていない自動車の運転者に関しては、ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督の適用を除外

(1)–3 貸切バス事業者、運行管理者の遵守事項の強化

運行管理者の資格要件の強化

H28. 12～

- 運行管理者資格者証の取得要件を試験合格に限定
(現行は一定の実務経験、講習受講による資格取得が可能)

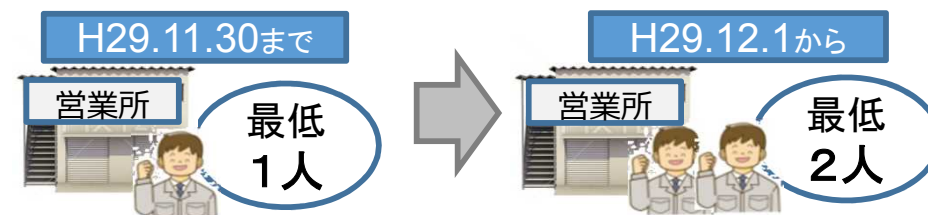


運行管理者の必要選任数引上げ

H29. 12～

- 運行管理者の必要選任数の引上げ
 - ・営業所ごとに**最低2名**、
20両ごとに1名(100両以上分については30両ごとに1名)

例) 車両数 1～39両の営業所 …… 2名
車両数40～59両の営業所 …… 3名 等



夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け

H28. 12～

- 夜間・長距離の運行時に乗務途中点呼の実施を義務付け

- ・ 乗務途中点呼の実施が義務付けられる場合
 - … 一運行の実車運行(※1)距離が100kmを超え、
夜間運行(※2)を行う場合
 - ※1 旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行(回送運行を除く)
 - ※2 実車運行の開始時刻又は終了時刻が午前2時～午前4時の間にある運行・当該時刻をまたぐ運行
- ・ 乗務途中点呼における確認事項
 - … 疾病・疲労の状況等運転者の体調、
車両の状況、運行経路の状況 等

補助席へのシートベルト装着義務化

H29. 11～

- これまで座席ベルトの設置義務が除外されていた補助座席について、座席ベルト及び座席ベルト取付装置の備付けを義務付け
- 補助座席の座席ベルト及び座席ベルト取付装置について、一定の基準への適合を義務付け

適用予定

車両総重量12t超のバス	： 新型車	H29. 11
	継続生産車	H30. 11
上記以外の自動車	： 新型車	H31. 11
	継続生産車	H33. 11

(1)-4 運転者の健康管理に関する違反の相互通報

○運転者の労務・健康管理の改善のため、自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度を改正。
 健康管理に関する違反事案について、厚生労働省との相互通報の対象に追加

国土交通省

○ 地方運輸局、運輸支局等

監査において確認された

- ・労働基準法、
- ・最低賃金法、
- ・改善基準告示(労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」) 等に重大な違反の疑いがあると認められるものについて通報

通報を端緒とした監査を実施し、
 違反内容に応じた行政処分を実施

厚生労働省

○ 労働基準監督機関

臨検監督の結果、運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認められたものについて通報

通報を受けた事案について、
 事業場に対する監督指導等を実施

《通報事案》

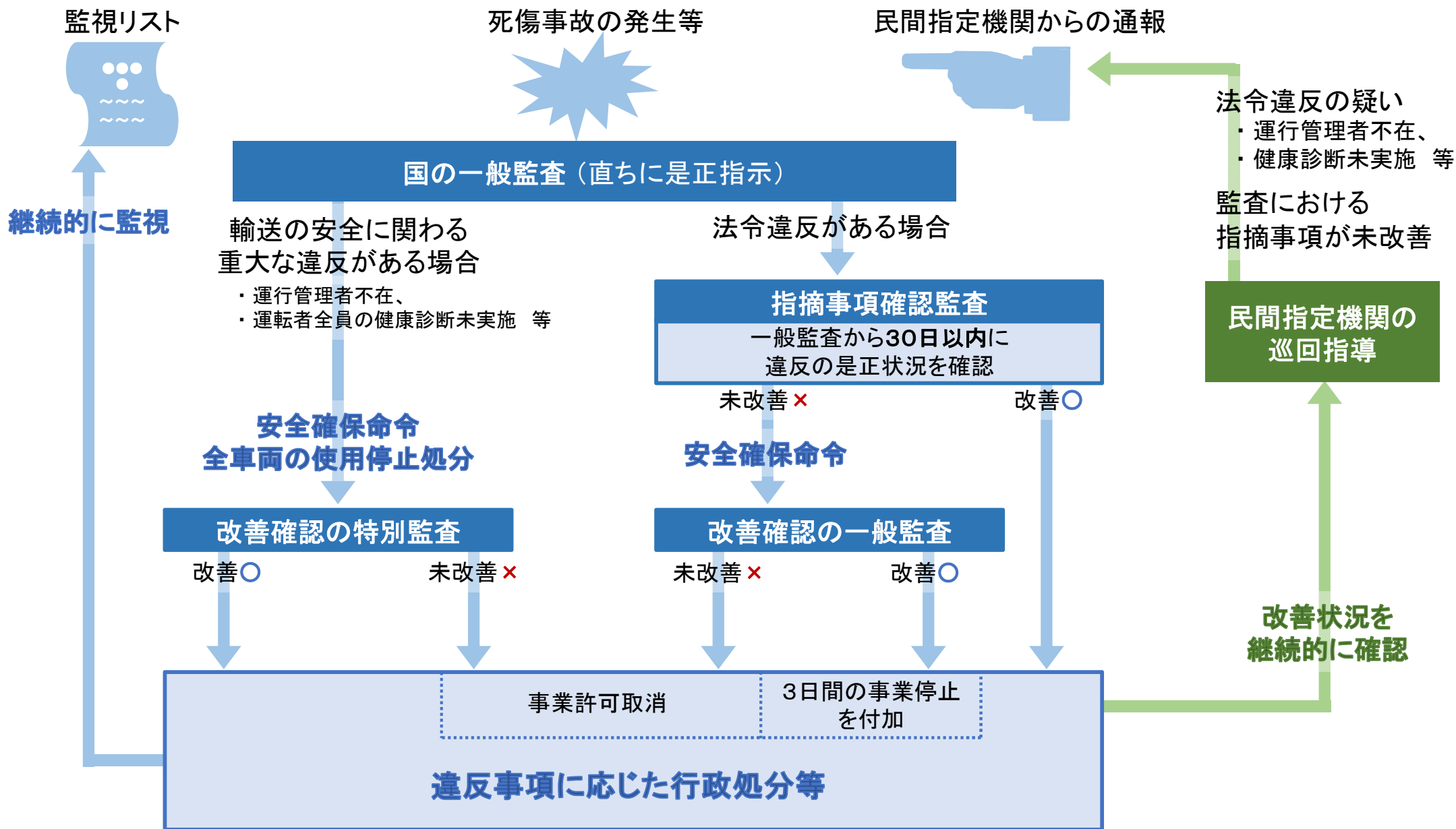
- ・ 運転者の拘束時間、
 休息期間、休日 等に
 係る違反
- ・ 最低賃金に係る違反

労働安全衛生法に基づく健康診断の未受診を新たに追加

H28. 8~

(2)-1 見直し後の一般監査の概要

- 国の監査において法令違反が確認された場合、直ちに是正を指示。また、30日以内に是正状況確認のため再監査。
- 指摘事項を複数回にわたり是正・改善しない事業者については事業許可取消を含む厳正な処分。
- さらに、民間指定機関の巡回指導により悪質事業者を洗い出し、国の監査対象を重点化。



(2)-2 監査・審査に係る体制強化

- 平成29年度から、関東運輸局に貸切バスの監査指導に特化した「次席自動車監査官」を新設。
- あわせて、**監査・審査関係で68人の増強**を実施。

組織関係

【運輸局、運輸支局】 6機関増強

○貸切バス監査指導のための体制強化 6人

【運輸局】 「次席自動車監査官」の設置 <関東運輸局>

【運輸支局】 「首席運輸企画専門官」(監査担当)の設置

<5支局(茨城、埼玉、千葉、東京※、大阪※)> ※東京及び大阪は、2名体制へ増強

定員関係

【本省】 1人増員 【運輸局、運輸支局】 61人増員

○貸切バス監査指導のための体制強化 54人

【運輸局】 自動車監査官 9人

(東北1人、関東3人、中部1人、近畿2人、中国1人、九州1人)

【運輸支局】 運輸企画専門官 監査担当45人

札幌2人、宮城2人、福島1人、茨城2人、栃木2人、群馬1人、埼玉2人、千葉2人、東京4人、神奈川3人、山梨1人、新潟1人、石川1人、長野2人、静岡1人、愛知2人、京都1人、大阪3人、兵庫2人、岡山1人、広島2人、山口1人、香川1人、福岡3人、熊本1人、鹿児島1人)

○貸切バス事業者の財務審査の助言等のための体制強化 1人

【本省】 専門官 1人

○貸切バスにおける事業許可の更新制導入に伴う体制強化 7人

【運輸局】 自動車交通部旅客(第一)課係長 7人

(東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、九州(各運輸局1人))

(2)-3 行政処分量定の厳罰化①

「総合的な対策」講ずべき事項

○輸送の安全に特に関わる事項の違反を中心に処分量定を引き上げるとともに、処分量定の算出方法をより実効的なものにする。

輸送の安全に関わる処分量定の引き上げ ①

H28. 12~

「点呼」、「過労」、「指導監督」は運行管理の3本柱であり、輸送の安全に関し特に重要な事項を引き上げ。

(考え方)

- ・悪質、重要事項(運賃・料金関係違反、記録類の改ざん、虚偽届出)等の違反については、**60日車**(現行の1.5~6倍)
- ・輸送の安全に密接な事項(過労運転、健康診断未受診、点呼未実施)等の違反については、**40日車**(現行の2~4倍)
- ・運転者に対する指導監督(教育)の違反については、**40日車**(現行の4倍) ・点呼の記録・保存に係る違反については、**40日車**(現行の4倍)等

《現 行》

▷ 乗務時間等告示遵守違反(運輸規則第21条)

- ・未遵守5件以下 警告
- ・未遵守6件以上15件以下 10日車
- ・未遵守16件以上 20日車
- ・未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

▷ 健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条)

- ・把握不適切50%未満 警告
- ・把握不適切50%以上 10日車

▷ 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)

(点呼が必要な回数100回に対して)

- ・未実施19件以下 警告
- ・未実施20件以上49件以下 10日車
- ・未実施50件以上 20日車
- ・一部不適切 警告
- ・全て不適切 10日車

《改正後》

▷ 乗務時間等告示遵守違反(運転者の過労運転)

- ・未遵守5件以下 警告
- ・未遵守6件以上15件以下 **20日車**
- ・未遵守16件以上 **40日車**
- ・未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務

- ・未受診者 1名 警告
- ・未受診者 2名 **20日車**
- ・未受診者 3名以上 **40日車**

▷ 点呼の実施義務違反

- ・未実施※1 **40日車**
- ・不適切※2 **20日車**
- ・軽微な違反※3 警告

※1 未実施 : 点呼を全く未実施、補助者の要件不足の点呼、対面で行わなければならない点呼を電話等で実施

※2 不適切 : 点呼を一部未実施(健康状態の未確認、アルコール検知器による飲酒未確認、日常点検未確認)

※3 軽微な違反 : 一部不適切以外のもの(指示事項不足(安全標語の未伝達等))

- ・拘束時間
 >最大1日16時間
- ・運転時間
 >2日を平均して、
 1日9時間以内
- ・連続運転時間
 >4時間以内 等



(2)-4 行政処分量定の厳罰化②

輸送の安全に関わる処分量定の引き上げ ②

H28. 12~

《現 行》

- ▷ **各種記録の改ざん・不実記載、未保存**
(運輸規則第3条他)
 - ・改ざん・不実記載 30日車
 - ・全て保存無し 10日車
- ▷ **適性診断受診義務違反**(運輸規則第38条)
 - ・受診なし1名 警告
 - ・受診なし2名 以上 10日車
- ▷ **運転者に対する特別な指導・監督違反**
(運輸規則第38条)
 - ・一部不適切 警告
(実施項目50%以上100%未満)
 - ・大部分不適切 10日車
(実施項目50%未満)
- ▷ **運行に関する状況把握等のための体制整備違反**
(運輸規則第21条の2) 10日車
- ▷ **輸送の安全確保命令等各種の命令違反**
(法第27条第3項等) 60日車



《改正後》

- ▷ **各種記録の改ざん・不実記載、未保存(点呼の例)**
 - ・改ざん・不実記載 60日車
 - ・記録無し又は記録の保存無し 40日車
- ▷ **適性診断受診義務違反**
 - ・受診なし1名 20日車
 - ・受診なし2名 以上 40日車
- ▷ **運転者に対する特別な指導・監督**
 - ・一部不適切 20日車
 - ・大部分不適切 40日車

 ・専用の機器を使用したテスト
 ・カウンセラーによる指導助言

 安全運転態度
 危険感受性
 処置判断
 速度見越反応
 視覚機能 等


事故惹起運転者に対する特別な指導の内容

- ・事故の実例の分析を行い、事故原因となった運転行動の問題点を理解させる。
- ・危険予知訓練の手法を用いて、運転者自らが考えるよう指導する。
- ・実際に事業用自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗により指導する。等

- ▷ **運行に関する状況把握等のための体制整備違反**
(バス運行中、運行管理者は異常気象、運転者の体調変化が発生した場合、電話等により運行中止の指示等を行う) 40日車
- ▷ **輸送の安全確保命令等各種の命令違反**

許可取消

(2)-5 行政処分量定の厳罰化③

輸送の安全に関わる処分量定の引き上げ ③

H28. 12~

《現 行》

- **運送引受書の交付、保存**
 - 未交付15件以下 **警 告**
 - 16件以上 **10日車**
 - 記載不備 **警 告**
 - 一部保存無し **警 告**
 - 全て保存無し **10日車**

運送引受書

- ・申込者
- ・運送を引き受ける者
- ・申し込み募集人数
- ・車両数
- ・配車日時
- ・旅行の日程
- ・交替運転者の有無
- ・ガイドの有無
- ・運賃、料金金額 等

上記のとおり運送を引き受けます。
平成〇年〇月〇日

《改正後》

- **運送引受書の交付、保存**
 - 未交付 **60日車**
 - 記載不備 **警 告**
 - 保存義務違反 **60日車**

- **運行指示書の交付、保存**
 - 作成なし5件以下 **警 告**
 - 6件以上 **10日車**
 - 16件以上 **20日車**
 - 記載不備 **警 告**
 - 保存無し **警 告**

運行指示書

- ・運行開始、終了の場所、日時
- ・運行経由地の発車・到着日時
- ・乗客が乗車する区間
- ・運行に際して注意する場所
- ・乗務員の休憩地点、休憩時間
- ・乗務員の運転、交替の地点
- ・運送契約者 等

- **運行指示書の交付、保存**
 - 作成、指示又は携行義務違反 **30日車**
 - 記載不備 **警 告**
 - 保存義務違反 **30日車**

- **運賃料金届出違反(法第9条) 20日車**

- **運賃料金届出違反(法第9条) 60日車**

「一発取消し」の導入

H28. 7~

- 違反の悪質性や事故の重大性等、個別の事情を総合的に勘案して、許可取消、運行管理者資格者証の返納命令を行うことができる

運行管理者に対する行政処分基準の強化

H28. 12~

- 繰り返し法令違反を是正しない事業者が許可取消処分となった場合…勤務する運行管理者全員に資格者証返納命令 等

(2)-6 行政処分量定の厳罰化④

「総合的な対策」講ずべき事項

○行政処分により使用を停止させる車両数の割合を引き上げる。

使用停止車両割合の引き上げ

《現 行》

日車配分方式のイメージ

処分日車数	配置車両数(台)			
	5	6 10	11 30	31 60
~30日車	1	1	1	1
31~60	1	1	2	2
61~100	1	1	3	3
101~200	1	2	3	4
201~300	1	2	3	7
301日車~	1	2	3	9

例えば、処分100日車のとき、
営業所当たり、配置車両数

5両の場合は、車両停止 1両×100日

10両の場合は、車両停止 1両×100日

30両の場合は、車両停止 3両× 33日+端数1両×1日

※車両停止は営業所毎に行う

《改 正》

H28. 12~

○稼働率(現状約50%)を考慮し、
使用停止車両割合を全車両の8割に設定

※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分100日車のとき

・・・営業所当たり配置車両数

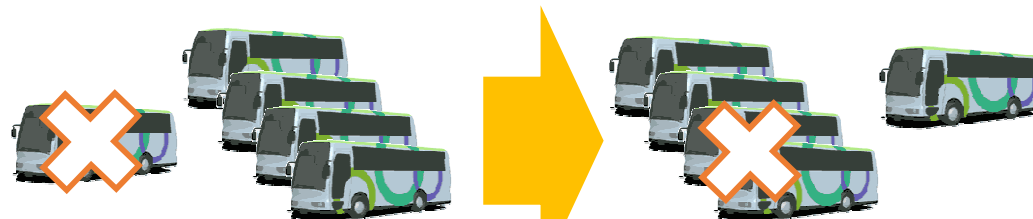
5両の場合 …… 車両停止 4両 ×25日

10両の場合 …… 車両停止 8両 ×12日+端数4両×1日

30両の場合 …… 車両停止 24両× 4日+端数4両×1日

- ・ 8割の端数については切り捨てとする。
- ・ 処分逃れ防止のため、監査時点又は処分時点のいずれか多い方の車両数をベースとして算出

(例) 配置車両数 5両 処分100日車



1両×100日間停止

4両×25日間停止

(2)-7 新監査・処分制度施行(平成28年12月1日)以降の街頭監査結果

街頭監査の実施結果

実施日	運輸局 (支局)	実施場所	実施結果		
			監査 車両数	指摘 車両数	指摘事項
平成28年12月9日(金)	関東(東京)	新宿都議会議事堂前	7	0	—
12月16日(金)	北陸信越(石川)	兼六園	8	0	—
12月20日(火)	近畿(大阪)	JR新大阪駅南口	2	0	—
12月26日(月)	沖縄	那覇空港	8	0	—
平成29年1月11日(水)	東北(宮城)	仙台空港	2	0	—
	近畿(大阪)	天王寺公園	6	0	—
	中国(山口)	宇部空港	4	3	車内表示(運転者名)なし:1件 運行指示書記載漏れ:2件
	沖縄	那覇空港	8	0	—
1月12日(木)	近畿(京都)	JR京都駅南口	4	0	—
1月13日(金)	北海道(札幌)	観光バス都心部待機場 (札幌市)	3	1	車内表示(登録番号)相違:1件
	東北(秋田)	秋田空港	2	0	—
	東北(青森)	JR新青森駅	1	0	—
	関東(東京)	新宿都議会議事堂前	12	0	—
	北陸信越(長野)	軽井沢プリンスホテル スキー場等	2	0	—
	中部(愛知)	名鉄バスセンター 名古屋駅西口	4	1	運行指示書記載漏れ:1件
	近畿(兵庫)	JR三ノ宮駅東口	2	0	—
	中国(広島)	広島平和記念公園	2	1	車外表示(貸切)なし:1件
	四国(香川)	高松空港	6	0	—
	四国(高知)	桂浜公園	0	0	—
	四国(愛媛)	JR松山駅	1	0	—
	四国(徳島)	徳島空港	1	0	—
	九州(福岡)	JR博多駅	3	0	—
1月19日(木)	東北(福島)	JR福島駅	2	1	運行指示書記載漏れ:1件
1月20日(金)	東北(山形)	山形空港	1	0	—
1月31日(火)	北陸信越(長野)	駒ヶ根高原スキー場等	6	0	—
合計	25箇所		97	7	

所見

守るべきルールをきちんと守る。当たり前のことであるが、残念ながら1年前はこれできていなかった。今回の結果を見る限りは、運行前のチェックリストの確認をはじめ安全対策が徐々に浸透してきていると感じるが、まだ違反は皆無となっていない。引き続きしっかりと安全対策を実行していく。

(参考)

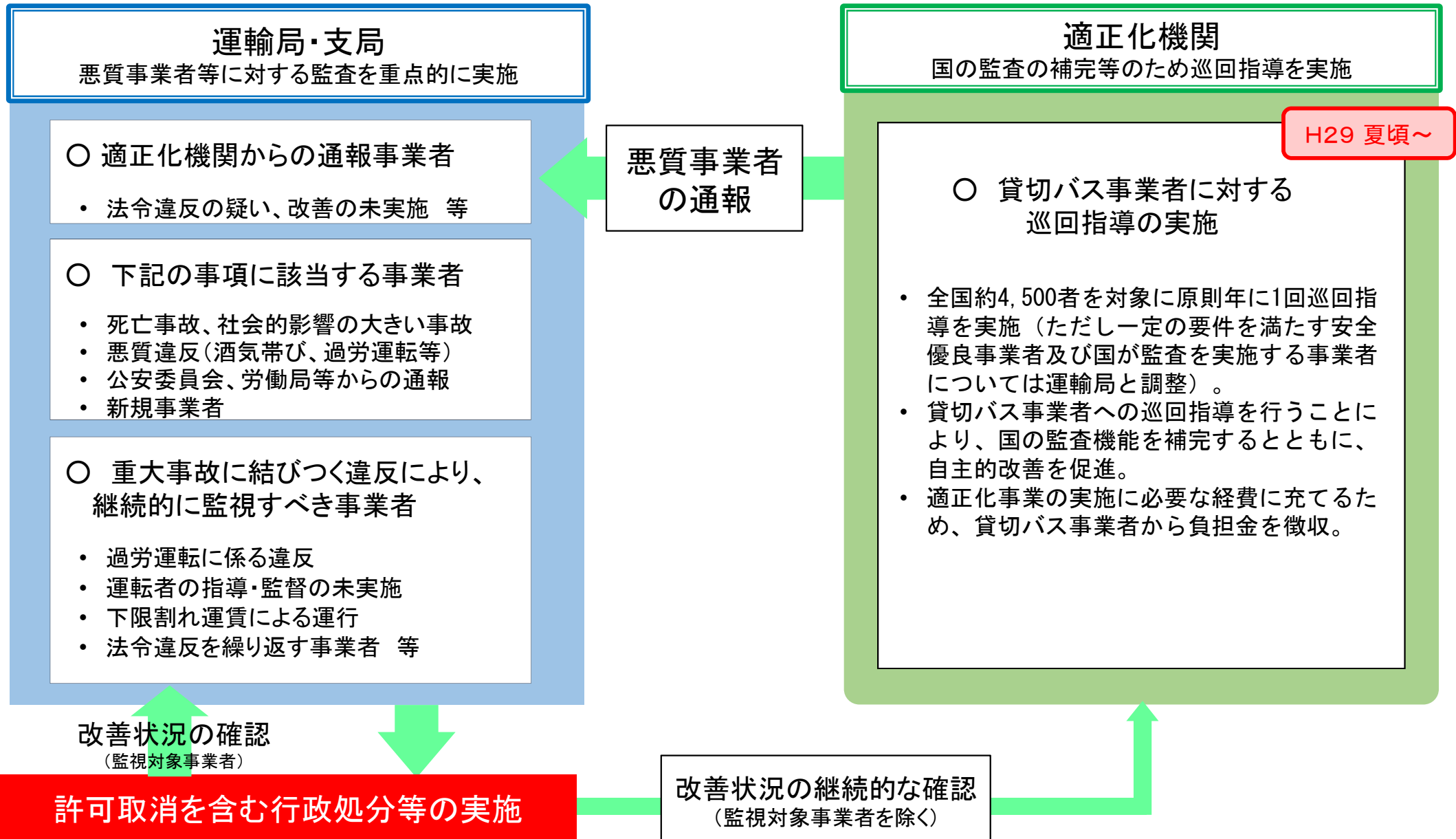
国土交通省では、軽井沢スキーバス事故を受け、緊急対策として貸切バスを対象に街頭監査を実施した。平成28年1月21日から3月中旬にかけて、全国において計242台の貸切バス車両を対象に街頭監査を実施した結果、うち86台(35.5%)の車両について法令違反が確認された。

【1月末日までの集計結果】

法令違反指摘率 7.2%

(3)-1 適正化機関の活用

○国は悪質事業者に対して重点的に監査を行うこととし、これを可能とするため、適正化機関を活用することにより、すべての貸切バス事業者をチェックして悪質事業者を洗い出す。



(3)－2 適正化機関の概要

- 道路運送法の改正により、貸切バスの適正化機関は、巡回指導等の実施に必要な経費に充てるため、事業者から負担金を徴収できることとなった。
- 現在、各地方ブロックごとに適正化機関の設立に向けて準備を進めており、平成29年夏に巡回指導等を開始する予定。

貸切バス適正化機関の事業規模(数年間で段階的に整備予定)

	営業所	巡回指導員	事業費(年間)	負担金の額	
北海道	377所	6人	0.6億円	1両あたりで試算すると 2万円/年	
東北	608所	9人	0.9億円		
関東	1,865所	28人	2.4億円		
北信	423所	6人	0.6億円		
中部	554所	8人	0.8億円		
近畿	667所	10人	1.0億円		
中国	447所	6人	0.6億円		1営業所あたりで 試算すると 14万円/年
四国	201所	3人	0.4億円		
九州	633所	9人	0.9億円		
沖縄	71所	2人	0.3億円		
合計	5,846所	87人	8.4億円		

※巡回指導員1人あたり67営業所

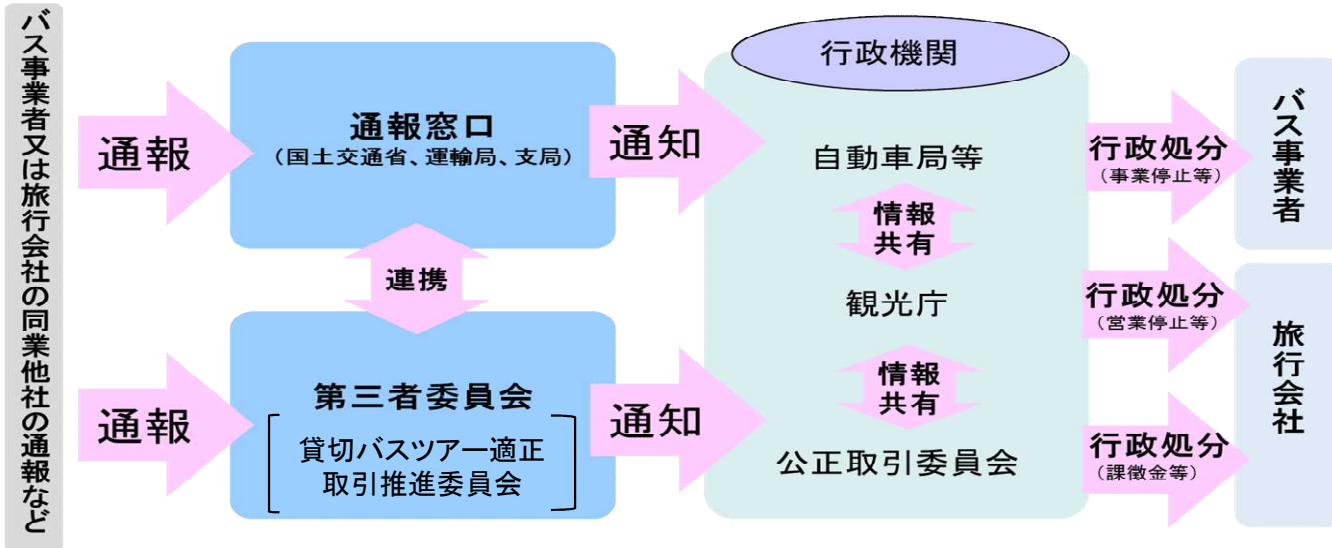
(参考)トラック適正化機関

営業所	巡回指導員
4,745所	25人
6,660所	36人
26,464所	106人
4,354所	25人
10,627所	62人
12,755所	59人
5,843所	34人
3,099所	25人
8,709所	45人
943所	7人
84,199所	424人

※巡回指導員1人あたり199営業所

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

<貸切バスの運賃・料金の下限割れ防止対策>



【軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の総合的な対策(平成28年6月3日)抜粋】

- 貸切バスの運賃・料金下限割れ防止対策として、
- ① 運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加及び手数料等に関する取引書面の取り交わし **H28. 11~**
 - ② 国土交通省による通報窓口の設置 **H28. 8~**
 - ③ 専門家による手数料等のチェックや是正指導が可能となる体制の整備 **H28. 8~**等を実施。

<安全情報の「見える化」>

- 貸切バス事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項(安全情報)について、国への報告を義務付け。
- 国は貸切バス事業者から報告のあった安全情報を整理して、ホームページ等で公表。

H28. 12から公表

<ul style="list-style-type: none"> ○貸切バス事業者の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者名 ・会社設立年度 ・営業所の所在地 ・バス協会加入・非加入 ○外部機関による安全チェックの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス事業者安全評価認定制度 (★, ★★★, ★★★★★, なし) ・地方バス協会の適正化コンサルティング (○, ×) (過去3年間) ・N A S V A 運輸安全マネジメント (○, ×) (過去3年間) ○保有車両の情報 (大型、中型、小型の別) <ul style="list-style-type: none"> ・保有車両数 (両) ・車齢 (年) (最新車齢、最古車齢) ・ドライブレコーダー搭載車両導入率 (%) ・デジタル式運行記録計搭載車両導入率 (%) ・先進安全技術搭載車両 (A S V) 導入率 (%) 	<ul style="list-style-type: none"> ○運転者の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・運転者数 (人) ・現在会社勤務平均年数 (年) ・平均給与月額 (A, B, C, D) 営業用バス運転者の平均給与月額と比較して、 <ul style="list-style-type: none"> A : 同額以上 B : ▲10%以上~同額未満 C : ▲20%以上~▲10%未満 D : ▲20%未満 ○運行管理・整備管理体制の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者数 (人) ・整備管理者数 (人) ○事故・違反歴等 (過去3年間) <ul style="list-style-type: none"> ・事故件数 (件) (走行10万台キロ当たりの重大事故件数) ・行政処分 (日車) ・処分後の改善実績 (○, ×)
---	---

国が公表

国土交通省において、貸切バス事業者から報告のあった安全情報を整理して、ホームページ等で公表

(5)-1 ハード面の安全対策による事故防止の促進

ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進

H28. 3 ガイドライン策定

- ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合にドライバーの異常を自動検知し又は乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時対応システム」について、実用化を促進するため、基本設計等に関するガイドラインを策定。

異常検知



自動制御

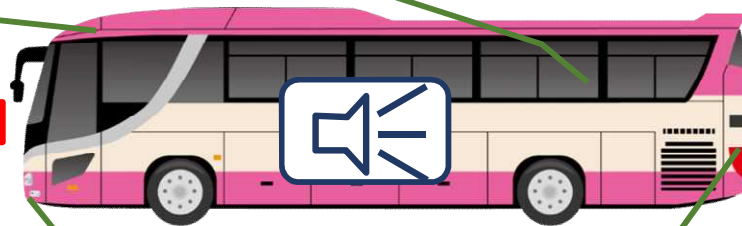
- 運転手、乗客がボタンを押す
- システムが自動検知



周囲に異常が起きていることを報知

減速停止等

乗客へシステム作動を報知



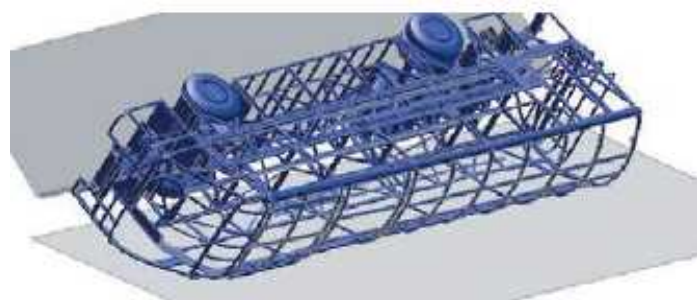
ハザードランプ点滅

ブレーキランプ点灯

車体構造の強化

H30. 10~

- 車両横転時の車内空間の確保に関する国連の基準を採用し、平成30年10月以降に製造される新型の大型高速バスに対し、同基準への適合を義務付け。



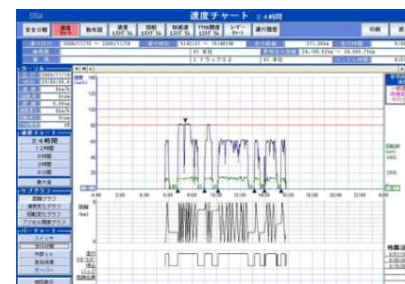
デジタル式運行記録計等の導入支援

H28. 7~9
補助事業実施

- デジタル式運行記録計から取得したデータを活用して、運行管理者が運転者への安全指導を行うこと等により、安全性向上が図られることから、機器の普及促進を目的として支援を実施。



デジタル式運行記録計で速度、距離等を記録



専用ソフトによる精緻な分析、運行傾向等を評価

車体へのASV搭載状況表示

H28. 12
ガイドライン策定

- バスの利用者自らが乗車する大型高速バスに搭載された先進安全技術を把握できるようにするため、車体にASV搭載状況を表示するためのガイドラインを策定。



ASV搭載状況の車体表示

(5)–2 デジタル式運行記録計の導入促進に向けた対策

「総合的な対策」講ずべき事項

- デジタル式運行記録計の導入にあたっての事業者の規模別の課題、導入・活用事例や具体的に生じているメリットの把握を目的とした実態調査を実施する。
- 実態調査の実施により把握された内容を踏まえ、貸切バス事業者を対象として、デジタル式運行記録計の活用事例及び期待される効果等を紹介するためのセミナーの開催等の普及方策をとりまとめる。

デジタル式運行記録計導入に係る実態調査

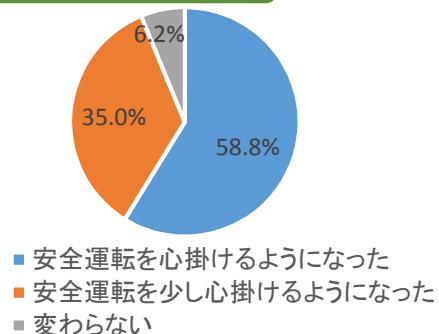
○デジタル式運行記録計の現状

- ① 貸切バスに対してアナログ又はデジタル式運行記録計を用いた運行管理を義務付けており、運転者の休憩時間、速度超過、長時間運転の把握等の運行管理に用いられている。
- ② 貸切バスにおけるデジタル式運行記録計の普及率は約3割。

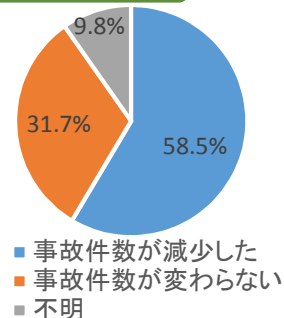
○調査内容

デジタル式運行記録計を導入し、活用したことによる事故防止効果等について、貸切バス事業者を対象にアンケートによる調査を実施。

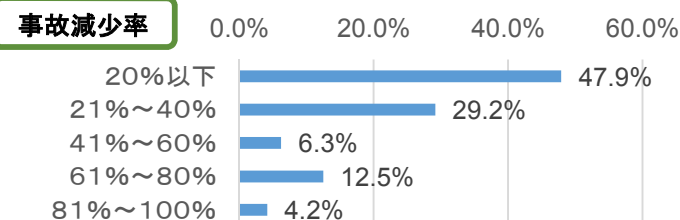
導入効果①(安全運転意識)



導入効果②(事故件数)



事故減少率



出所：H28公益財団法人 日本自動車輸送技術協会実態調査による

普及方策のとりまとめ

○普及方策(案)

1. 導入ガイドの作成

実態調査を基にデジタル式運行記録計を導入することによるメリット等をまとめ、当該機器の積極的な導入の後押しを目的とした導入ガイドを作成する。

導入ガイド内容

- ・デジタル式運行記録計の特長
- ・導入時のポイント
- ・導入事業者の活用傾向と導入効果
- ・デジタル式運行記録計の活用事例 等

2. 導入ガイドの周知

導入ガイドについて、各種セミナー、ホームページ上の公表等の際に周知を図る。

3. 貸切バス事業者に対するデジタル式運行記録計の導入支援

中小事業者を対象にデジタル式運行記録計の導入補助(導入費用の1/3、1事業者あたり上限80万円)を継続的に実施。

以上の普及方策については、次世代運行管理支援システム検討会(2月15日開催予定)においてとりまとめる予定。 18

(参考)「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による 事故防止に関するセミナー」リーフレット

平成29年2月
国土交通省 自動車局安全政策課

「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による 事故防止に関するセミナー」の開催について

国土交通省では、事業用自動車の運転者の健康や過労に起因する事故を防止するための取り組みの一環として、「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催します。

本セミナーでは、各種スクリーニング検査の受診、デジタル式運行記録計を活用した労務管理の手法や関係者の取り組みについて、下記プログラムの講演を予定しています。

運送事業者等の皆様には是非このセミナーにご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にいただければ幸いです。

➤ 日 時：平成29年2月21日(火)
13:00~16:00
(12:30~ 受付開始)

➤ 場 所：TKP 新橋カンパレン
スセンター ホール2A
〔東京都港区西新橋 1-15-1 大手町
建物田村町ビル2F
TEL: 03-5288-6583〕

➤ 参加費無料

➤ 定 員：200名(先着順)



- ・都営三田線 内幸町駅 A3出口 徒歩1分
- ・東京メトロ銀座線 新橋駅 8番出口 徒歩3分
- ・JR 新橋駅 日比谷口 徒歩4分

※事前申込が必要です。

※定員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

プログラム(予定)

①基調講演

「健康起因事故・過労運転起因事故を防ぐための労務管理について」

(公財)大原記念労働科学研究所 所長 逸井一博

②健康管理・労務管理の向上による事故防止に関する取り組みの紹介

- ・健康や過労に起因する事故の削減に向けた取り組みについて(国土交通省)
- ・スクリーニング検査の受診に関する取り組みについて(日本交通健康保険組合)
- ・デジタル式運行記録計を活用した健康管理・労務管理に関する取り組みについて(安全運行サポーター協議会)
- ・デジタル式運行記録計を活用した運行管理の活用事例(中日臨海バス株式会社)
- ・運転者の安全運転を促すテレマティクスを活用した保険サービス((一社)日本損害保険協会)

FAX 03-3218-5801

参加申込方法

- ① 下記の参加申込書に必要事項を記入のうえ、プロドライバー健康・労務管理セミナー事務局(東京海上自動リスクコンサルティング株式会社内)あてのFAXまたはEメールでお申し込みください。Eメールでお申し込みの際は、下記の申込書の内容をセミナー事務局(seminar.mlit@tokiorisk.co.jp)までお送りください。
- ② 申し込み締め切り日は、平成29年2月15日(水)です。(定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。)
- ③ ご参加いただける方にはFAXまたはEメールにて参加票をお送りします。
- ④ 当日は、参加申し込みの確認のため、事務局から送付する参加票又は名刺を受付にご提出ください。なお、参加申込者に代わる代理の方のご出席は差し支えありません。(名刺等をご用意ください。)

●お申し込みFAX番号： 03-3218-5801

●お申し込みEメール： seminar.mlit@tokiorisk.co.jp

【申込書】

御社名 (団体名)	TEL	()	—
	FAX	()	—
	Eメール		
ご住所			
お名前	フリガナ	ご所属	
	フリガナ	ご所属	
	フリガナ	ご所属	
	フリガナ	ご所属	
	フリガナ	ご所属	

＜個人情報のお取り扱いについて＞

送付いただいた個人情報は、セミナー運営およびそれに準じる情報提供の目的のために使用いたします。貴社は、ご本人の同意を導かない、この利用目的の達成のために必要な範囲を超えて登録者の個人情報を利用いたしません。なお、貴社が求める個人情報を記入いただけない場合、または登録内容に不備がある場合には、お申込みを受理することができない可能性があります。貴社にご登録いただいた個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用・提供の停止等を希望される場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、書面的な範囲で対応させていただきます。上記につき同意の上、セミナーへの申し込みをお願いします。

※個人情報に関する問い合わせ先：東京海上自動リスクコンサルティング株式会社 コーポレートサービス部管理ユニット TEL:03-5288-6580
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F

お問合せ先：プロドライバー健康・労務管理セミナー事務局 TEL:03-5288-6583 e-mail:seminar.mlit@tokiorisk.co.jp
東京海上自動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境本部内
お申し込み先：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F

1. 「総合的な対策」の進捗状況について

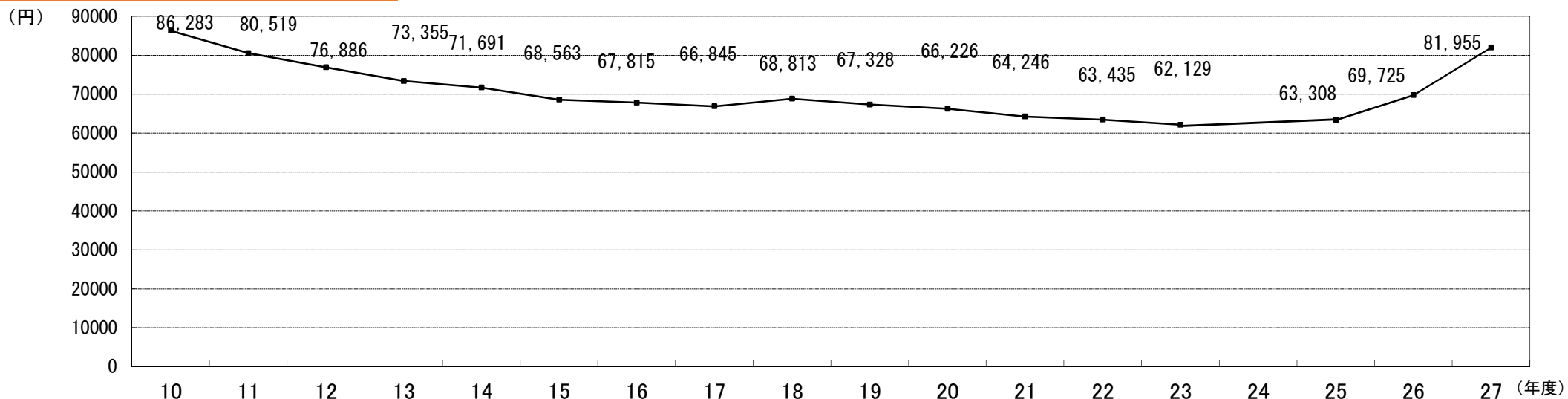
(1) 進捗の概要

(2) 更新制導入に向けた検討状況について

(3) その他

貸切バス事業者の運賃・料金収受の状況について

貸切バス事業者の日車営収の推移



※ 日本バス協会調べ(24年度の数値については調査対象事業者が異なっているためデータ上記載していない。)

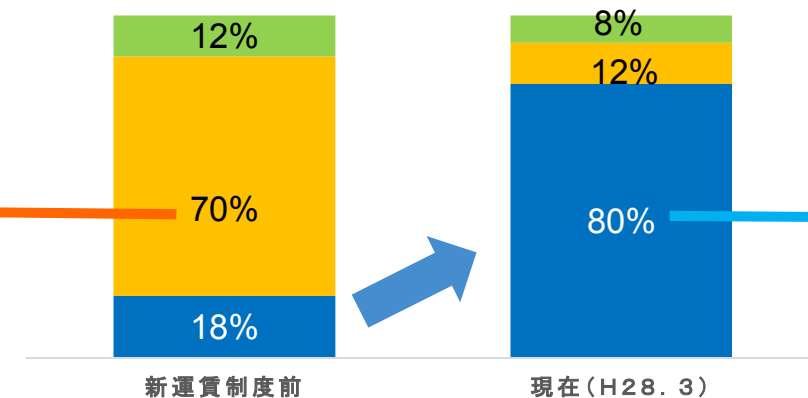
貸切バス事業者の取引事例調査の概要

- ・下記グラフの項目を含む28項目について郵送調査(平成28年2月~3月)
- ・保有車両数の規模別に選定した1,035社に対して調査票を送付し、804社(回答率:77.7%)より回答を得た。

旅行業者との契約に係る運賃・料金の収受状況

届出範囲内の運賃等が収受できない場合にどのような対応を行ったか。
(複数回答あり)

- ・車両代替・増車の抑制 : 56%
- ・人件費の抑制 : 42%
- ・その他設備投資の抑制 : 26%



届出範囲内の運賃等を収受した場合にどのような経営課題に対応したか。
(複数回答あり)

- ・運転者の人件費引き上げ : 63%
- ・車両代替・増車 : 62%
- ・その他設備投資 : 50%
- ・運転者の新規採用 : 33%

■届出範囲で収受可 ■届出範囲で収受不可 ■回答なし (n=804)

貸切バス事業許可の更新制の導入

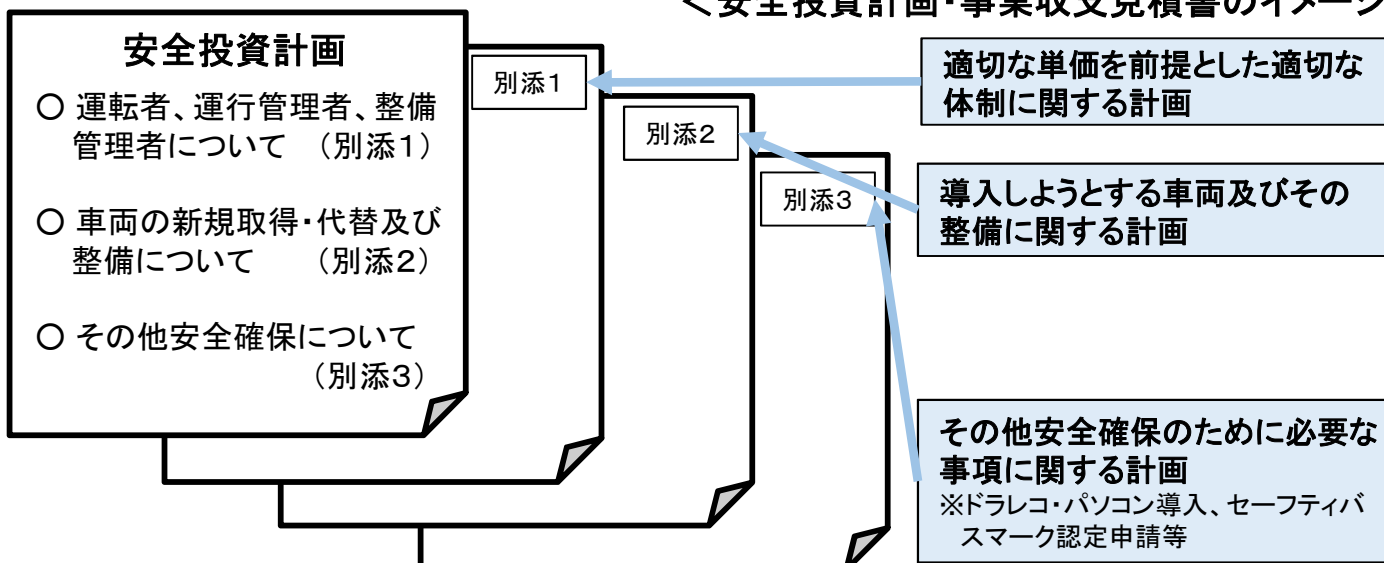
H29. 4~

- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。
- 新規許可・更新許可の申請時に、「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務づける。

審査項目	新規許可時 (現在)	新規許可時 (見直し後)	許可更新時 (新設)	監査時
営業区域、営業所、事業用自動車、車庫 等	○	○	※1	○
運行管理者、整備管理者、運転者	○	○	※1	○
資金計画(開業資金)	○	○	—	×
安全投資計画・事業収支見積書	×	○	○	※2
法令遵守	○	○	○	○
損害賠償能力	○	○	※1	○

※1:「安全投資計画」及び「収支見積書」の審査に必要な部分を確認。
 ※2: 監査における法令遵守状況の確認結果を踏まえ、必要に応じて確認

＜安全投資計画・事業収支見積書のイメージ＞



事業収支見積書

	○年度	...	○年度
営業収入			
運送収入	○○円	...	○○円
旅客運賃	○○円	...	○○円
その他	○○円	...	○○円
運送雑収	○○円	...	○○円
合計	○○円	...	○○円
営業費用			
人件費	○○円	...	○○円
燃料油脂費	○○円	...	○○円
車両減価償却費	○○円	...	○○円
自動車リース料	○○円	...	○○円
車両修繕費	○○円	...	○○円
保険料	○○円	...	○○円
施設使用料	○○円	...	○○円
施設減価償却	○○円	...	○○円
事故賠償費	○○円	...	○○円
道路使用料	○○円	...	○○円
その他	○○円	...	○○円
合計	○○円	...	○○円
営業損益	○○円	...	○○円
営業外収入			
金融収益	○○円	...	○○円
その他	○○円	...	○○円
合計	○○円	...	○○円
営業外費用			
金融費用	○○円	...	○○円
その他	○○円	...	○○円
合計	○○円	...	○○円
営業外損益	○○円	...	○○円
経常損益	○○円	...	○○円
※他事業収入	○○円	...	○○円
経常損益(他事業収入参入後)	○○円	...	○○円

●運転者、運行管理者、整備管理者について

- 【安全投資計画】 法令上求められる員数の確保計画があること(運送収入見積りの基礎として使用)。
- 【事業収支見積書】 最低賃金を満たす水準の人件費が計上されていること。

●車両の新規取得・代替及び整備について

- 【安全投資計画】 最低保有車両数以上の車両の確保計画があること。
- 【事業収支見積書】 保有車両及び新規取得車両について、以下の額が計上されていること。
 - ・車両減価償却費: 申請事業者の車両減価償却年数により算出した額
 - ・車両修繕費 : 車齢、走行距離等に応じた予防整備費(別途ガイドライン作成予定)

●その他の安全確保のために必要な事項について

- 【安全投資計画】
 - ・ドライブレコーダーやパソコンの導入計画があること。また、セーフティバスマーク認定を申請する場合等は、その計画が記載されていること。
 - ・初任運転者、高齢運転者への適性診断の受診計画があること。
 - ・健康診断の受診計画があること。
 - ・社会保険への加入計画があること。
- 【事業収支見積書】
 - ・上記を実施するための所要の費用が計上されていること。

◆許可を行わない場合◆

- ・計画上、5年間連続で収支を赤字としている場合(収入には他事業収入も含む)。
- ・人件費、車両整備費等について、所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっている場合。
- ・新規許可については、申請直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過である場合。
- ・更新許可については、申請直近3事業年度において連続で、事業者の財務状況が債務超過であり、収支が赤字である場合

※上記(安全投資計画及び事業収支見積書関係)以外に許可を行わない場合は、以下のとおり。

- ・法令試験の正答率が90%未満の場合。
- ・前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して行政処分を受けている場合。
- ・前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合。

安全投資計画及び事業収支見積書の審査イメージ

- ・新規許可・更新許可の申請時に、次回更新時期までの安全投資計画を以下のとおり審査する。
- ・更新許可の申請時には過去の実績も同様に審査する。

安全投資計画

安全投資計画

【平成29年度】

【平成30年度】

- ・平成30年度に開校する学校のスクールバスを受託する。
- ・そのため、小型バスを3両増車する。

運転者、運行管理者、整備管理者

	H29	H30	H31	H32	H33
運転者	30人	36人	36人	36人	36人
運行管理者	2人	3人	3人	2人	2人
整備管理者	1人	2人			

運行管理者を1人増員

車両の新規取得・代替及び整備

	H29	H30	H31	H32	H33
大型	15両	15両	15両	15両	15両
中型	4両	4両	4両	4両	4両
小型	1両	4両	4両	4両	4両

小型バスを3両増車

その他の安全確保のために必要な事項

小型バスを3両増車

届出運賃、運転者数、車両数を前提として、新規事業分を含め、適切に旅客運賃に反映されているか

所要の人員費を勘案して、計画に見合った適切なコストが人員費に計上されているか

所有車両及び新規取得車両について、計画に見合った適切な車両修繕費(予防整備費を含む)及び車両減価償却費が計上されているか

収支見積書

	H29	H30	...
営業収入			
運送収入	〇〇円	△△円	...
旅客運賃	〇〇円	△△円	...
その他	〇〇円	△△円	...
運送雑収	〇〇円	△△円	...
合計	〇〇円	△△円	...
営業費用			
人件費	〇〇円	△△円	...
燃料油等費	〇〇円	△△円	...
車両減価償却費	〇〇円	△△円	...
自動車保険料	〇〇円	△△円	...
車両修繕費	〇〇円	△△円	...
保険料	〇〇円	△△円	...
施設使用料	〇〇円	△△円	...
施設賦課税	〇〇円	△△円	...
事故賠償費	〇〇円	△△円	...
道路使用料	〇〇円	△△円	...
その他	〇〇円	△△円	...
合計	〇〇円	△△円	...
営業損益	〇〇円	△△円	...
営業外収入			
金融収益	〇〇円	△△円	...
その他	〇〇円	△△円	...
合計	〇〇円	△△円	...
営業外費用			
金融			
その他			
合計			
営業外損益			
経常損益	〇〇円	△△円	...
※他事業収入	〇〇円	△△円	...
経常損益(他事業収入参入後)	〇〇円	△△円	...

参照

車両整備
ガイドライン

他事業収入を充当することも可とする。
その場合、ダンピング防止の観点から、運賃は公示運賃を届け出ることとする。

貸切バス事業許可の初回更新日

○既存事業者の初回更新の期限については、許可(免許を含む。)を受けた年の西暦下一桁に応じて年を決めることとし、当該事業者が許可を受けた日に応じて月日を決めることとする。

(例)2001年1月6日に許可を受けた者 → 2021年1月6日まで事業許可が有効

○2017年4月1日から同年6月30日までに申請が必要な者については、事業許可の有効期限内に申請書を提出する必要があるが、経過措置として、安全投資計画及び収支見積書の提出期限は6月30日までとする。

○期限内に必要な書類を提出した場合は、事業の許可は更新の許可又不許可の処分を受けるまで失効しない。

○初回更新日については平成28年度中に全事業者宛に通知するとともに、各事業者の更新期限に先立って、改めて通知することとする。

更新対象事業者

2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)	2027 (H39)
4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1

・下一桁が **7又は2** で **4.1～12.31** の間に許可を受けた者
 ・下一桁が **8又は3** で **1.1～3.31** の間に許可を受けた者

更新

更新

・下一桁が **8又は3** で **4.1～12.31** の間に許可を受けた者
 ・下一桁が **9又は4** で **1.1～3.31** の間に許可を受けた者

更新

更新

・下一桁が **9又は4** で **4.1～12.31** の間に許可を受けた者
 ・下一桁が **0又は5** で **1.1～3.31** の間に許可を受けた者

更新

更新

・下一桁が **0又は5** で **4.1～12.31** の間に許可を受けた者
 ・下一桁が **1又は6** で **1.1～3.31** の間に許可を受けた者

更新

更新

・下一桁が **1又は6** で **4.1～12.31** の間に許可を受けた者
 ・下一桁が **2又は7** で **1.1～3.31** の間に許可を受けた者

更新

更新

1. 「総合的な対策」の進捗状況について

(1) 進捗の概要

(2) 更新制導入に向けた検討状況について

(3) その他

運賃・料金の下限割れ防止対策の実績

国土交通省から観光庁等への通報(貸切バス事業者)

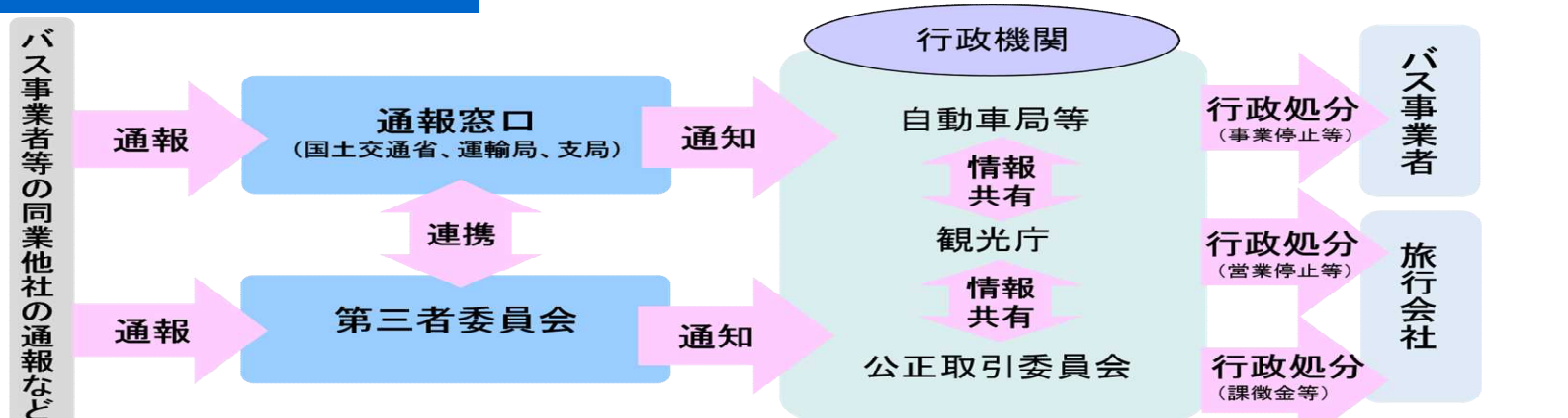
平成24年4月に発生した関越道ツアーバス事故を受け、平成25年4月に策定された「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」に基づき、貸切バス事業者に下限割れ運賃等により道路運送法の違反があり、旅行業者の関与が疑われる場合、国土交通省から観光庁等に対して通報することとした。

通報者→処分者	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国交省→観光庁等	通報0件	通報0件	通報31件→うち処分9件
観光庁→国交省	—	—	通報34件→うち処分2件
都道府県→国交省	—	—	通報42件→うち処分1件

※観光庁等からの通報は、軽井沢スキーバス事故を受けて緊急対策として実施

(平成28年12月31日現在)

貸切バスの運賃・料金の下限割れ防止対策



通報実績

	通報件数	うち調査対象が特定可能 (全て調査に着手)	うち調査済み	うち行政処分
国の通報窓口	44件	14件	3件	0件
第三者委員会	20件	1件	1件	0件

(平成28年12月31日現在)

貸切バス事業者の安全情報(国土交通省ホームページ)

事業者名	主たる事務所住所	設立年度	事業者の情報				車両の情報										主な運行の様相
			日本バス協会の加入状況	営業所名	営業所住所	車数(台)	年式(年)※備考		デジタル式運行記録計搭載車導入数(台)	ASV搭載車導入数(台)	デジタル式運行記録計搭載車導入率(%)	ASV搭載車導入率(%)	ASV搭載車導入率(%)				
							最古	最新									
1 ○○観光バス(株)	●●県●●市12-3	昭和	52	加入	本社	●●県●●市12-3	4	平成9年	平成22年	100.0%	0.0%	1	100.0%	80.0%	20.0%	学校・企業等送迎・行事輸送	
2 (有)△△バス	●●県▲▲市4-56-7	平成	12	未加入	本社	●●県▲▲市4-56-7	9	昭和63年	平成27年	100.0%	0.0%	—	—	—	—	—	
3 (株)××運輸	●●県▲▲市8-90-10	平成	21	未加入	▲▲営業所	●●県▲▲市8-90-10	16	平成15年	平成20年	—	—	0	100.0%	100.0%	0.0%	観光輸送(昼間)	
4 (有)◇◇交通	●●県××市123-4	昭和	39	加入	××営業所	●●県××市123-4	2	昭和62年	平成12年	0.0%	0.0%	—	—	—	—	—	
5 (株)▽▽観光	●●県××市5-67-8	平成	22	未加入	本社	●●県××市5-67-8	5	昭和63年	平成27年	0.0%	100.0%	—	—	—	—	—	

運転者の情報						事故・行政処分に係る情報						外部機関による安全チェックの活用に係る情報					
正規(人)	嘱託(人)	派遣(人)	その他(人)	合計(人)	平均勤続年数(年) ※過去に勤務していた他の会社における勤続年数は含まない。	平均給与月額の水準 ※営業用バス運転者の平均給与月額と比較して、 同額以上・・・A 同額未満～▲10%以上・・・B ▲10%未満～▲20%以上・・・C ▲20%未満・・・D	運行管理者(人)	整備管理者(人)	走行10万台 キロ当たりの重大事故 件数	車停止処分 (日車)	改善報告	事業停止 (月)	改善報告	貸切バス事業者 安全性評価 認定	地方バス協会 による適正化 コンサルティング (直近3年間)	民間認定機関 における運輸 安全マネジメント 評価 (直近3年間)	民間認定機関 における運輸 安全マネジメント 認定セミナー (直近3年間)
8	0	0	0	8	10	C	2	1	0.00	—	—	—	—	★★	×	×	×
6	0	0	0	6	10	B	2	1	0.00	—	—	—	—	★	×	×	×
0	0	0	0	0	3	C	2	1	0.00	0	—	0	—	—	○	×	×
9	0	0	0	9	10	—	2	2	0.00	20	済	0	—	★	○	×	○
2	0	0	2	3	3	D	2	1	0.00	0	—	0	—	—	×	×	×

安全情報の活用事例①

(株)エイチ・アイ・エス

H.I.S.号がより快適になりました!

New! 2016年導入の3台は
スマートフォン充電用コンセント完備!
2014年10月よりWi-Fi 導入!
 移動時間も快適な環境で無料でネットや動画をお楽しみいただけます。
 ※山間部など通信状況の悪い箇所がございます。予めご了承下さい。
2014年10月より新モデル3台導入!
空気除菌装置も設置!

2011年 1台
 2012年 6台 (5台増)
 2014年10月 11台 (3台増)
 2016年4月 14台 (3台入れ替え)

神姫バスツアーズ(株)

神姫バスグループ貸切バスの「安全」に対する取り組み

神姫バスグループの貸切バスは全て「安全性評価認定制度」において認定を受けています。

安全に関する基本理念
「安全は全てに優先する」
 安全は、お客様が安心してご利用いただけるための前提条件です。

安全に関する車両及び教育設備

- 1 車両に関する設備
 - 安全運転支援装置
 - 安全確認システム
 - 夜間視認性向上システム
 - 防犯カメラの設置等
- 2 教育に関する設備
 - 安全運転教育
 - 接客教育システム
 - 自然体験型研修施設等

ユッタリナ

ユッタリナでゆったり快適なバスの旅

「ユッタリナ」は神姫バスツアーズの専用車両です。広々とした車内空間には、バスファーストのイメージを演出し、より快適な旅をお楽しみいただけます。また、バスファーストのイメージを演出し、より快適な旅をお楽しみいただけます。また、バスファーストのイメージを演出し、より快適な旅をお楽しみいただけます。

貸切バス事業者安全性評価認定制度のマークは、バスの安全

H.I.S.号を管理する中央交通が、貸切バス事業者安全性評価認定制度

貸切バス事業者安全性評価認定制度は、公益社団法人日本バス協会において、貸切バス事業者からの申請に基づき安全なもので、平成23年度から運用を開始しました。これにより、利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくなることと、本制度の実施を通じ、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的としています。このマークは、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取組状況が優良な平成25年9月20日現在の認定事業者数は全国で535者(約12%)程です。こちらの認定は毎年更新となり、2年ごとに規定の点数を取れば二つ星〜三つ星へとステップアップしていくことが

大谷山荘

自然と調和し、心休まるくつろぎの空間

ゆっくり16時間滞在
5つ星旅館 長門湯本温泉「大谷山荘」

ポイント

- お風呂
- お食事
- お宿

1泊2食付 24,800円

下呂温泉

しっとりつるつる美人の湯

日本三名泉の名湯「下呂温泉」

1泊2食付 24,800円~27,800円

きのえ温泉 清風館

瀬戸内海に浮かぶ 静でしか行けない島のホテル

2年1度でもお祝い

1泊2食付 23,800円

白骨温泉

飛騨高山の 古い町並み 食べ歩きグルメと

鎌倉時代より続く信州の秘湯 白骨温泉

1泊2食付 24,800円~27,800円

安全情報の活用事例②

楽天トラベルサービス(株)

往復バス+1日パークチケット付
高速バスで行く
東京ディズニーリゾート

名古屋・豊田・岡崎・豊橋発

学生限定
キャンパスデーパーボート付高速バス

高速バスでいくと、こんなに楽♪♪♪

東京ディズニーランド行き



[NY1006] ジャムジャムツアー

【高速バス(外観一列)】

【高速バス(詳細イメージ)】

高速バスの外観・内装・座席配置は一例です。実際とは異なる場合があります。

【お客様の声】

アンケートの件数が5件に達しない★を表示する事ができません。

【商品形態】

バスツアー (募集型企画旅行)

【販売名/企画・実施会社】

ジャムジャムツアー
日本ユース旅行社 (株)

【利用予定運行会社】

ジャムジャムエクスプレス
近鉄東武交通(532)
東海特殊観光(512)
豊城観光自動車
東海観光
成田アプローチ(3104)
名鉄観光バス★
純(ス★510)
神駒観光(538)

【高速バス・コース内容】

【バスタイプ】 4列ゆったりシート

【時間帯】 旅行便

【設備等】 化粧箱、お水、お菓子、お飲み物、お風呂

学生限定！書のカンパステーパーボート<<大学・大学院・短大・専門学校用>>名古屋東京ディズニーリゾート(R)への旅【往復バス・ディズニーランドチケット付】ゆったりタイプバス

往復バス+TDR/バスポート付
※大学・大学院・短大・専門学校生用バスポート(18歳以上)

前後のシート間隔が広く、リクライニングの傾斜角度も大きく倒すことのできる寝台シートでバスで行くツアーです。レックレスト(ふくらはぎ置き)付なので足元らくらく、くつろぎながら移動を可能にするゆとりある車内。長時間の運行でも疲れを感じさせません。ゆっくり休んでしっかり遊べるようにブランケットの貸し出しをしております。ぜひ東京ディズニーリゾートでの休日をお過ごしください。

【行程】

1日目
津(19:40発)→白子(20:15発)→四日市(21:00発)→【名古屋(22:30発)】→【豊田(23:30発)】→【岡崎(24:00発)】→【豊橋(25:00発)】

2日目
TDS(7:15開着)→【TDL(7:30開着)】<開園~フリータイム>
【TDL(22:10発)】→【TDS(22:25発)】

3日目
【豊橋(4:30開着)】→【岡崎(5:20開着)】→【豊田(5:50開着)】→【名古屋(6:40開着)】→四日市(7:50開着)→白子(8:30開着)→津(9:00開着)

※到着時間は、表記時間より30分前後する場合がありますので、予めご了承ください。

クラブツーリズム(株)

こちらで出発地をお選びください

関西版

海外旅行 | 国内旅行 | 国内旅行 | テーマ旅行 | クルーズ旅行 | 現地集合/解散 | 出発日/席数

契約バス会社一覧

※お申込みツアーのバス乗車場所または降車場所の都道府県をご覧ください。

※契約バス事業者安全性評価認定(セーフティバス)とは、日本バス協会において、契約バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定を行い、これを公表するものです。一ツ星、二ツ星、三ツ星の3階級があり、一覧表では「★」の数で表しています(平成28年10月1日現在)。

※募集広告等で両バス会社について「同等」と記載している場合、現状、契約バス事業者は安全性評価認定の「★」の取得状況等を基にしております。

北海道エリア	東北エリア	関東・甲信越エリア	中部・北陸エリア	東海エリア
近畿エリア	山陰・山陽エリア	四国エリア	九州エリア	沖縄エリア

「北海道エリア」の数はこちらよりご覧ください。

詳しく見る

北海道エリア

都道府県	契約バス会社名	セーフティ
北海道	豊後バス	★★★
北海道	土曜軌道	★★
北海道	智恵バス	★
北海道	天竜小笠原線	
北海道	道北バス	★★★
北海道	旭川中央ハイヤー	★
北海道	旭川電気軌道	★★★
北海道	ふるのバス	★★★
北海道	秋田観光バス	
北海道	北越バス	★★
北海道	廣光バス	★★★
北海道	廣光観光交通	★